

平成 27 年度第 3 回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 平成 27 年 12 月 18 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分

2 会議の場所 岡崎市役所分館 2 階 202 号室

3 会議の議題

- (1) 諮問第 2 号 「ふるさと景観資産の選定について」
- (2) 諮問第 3 号 「ふるさと景観資産の選定について」
- (3) 諮問第 4 号 「景観重要建造物の現状変更の許可について」
- (4) 諮問第 5 号 「景観重要建造物の現状変更の許可について」
- (5) 諮問第 6 号 「岡崎市屋外広告物適正化基本方針について」
- (6) 報告第 5 号 「第 2 回おかざき景観賞について」

4 会議に出席した委員（12 名）

学識経験者	河江 喜久代	
学識経験者	丹羽 誠次郎	
学識経験者	杉野 丞	
学識経験者	瀬口 哲夫	
学識経験者	中根 克弘	
学識経験者	長谷川 明子	
景観整備機構	佐藤 繁子	
愛知県広告美術業協同組合		柴田 芳孝
景観整備機構	天野 裕	
景観整備機構	岩月 美穂	
公募市民	新海 眞二	
公募市民	大野 敏夫	

5 説明者

都市整備部長		岩瀬 敏三
都市整備部次長		足立 邦雄
都市整備部公園緑地課長		市川 正史
都市整備部都市計画課	景観推進班班長	木下 政樹
都市整備部都市計画課	景観推進班技師	鈴木 孝道
都市整備部都市計画課	景観推進班主事	武田 穂波
都市整備部公園緑地課	計画班班長	小林 雄一郎
都市整備部公園緑地課	計画班主査	河合 寿八

6 議事録署名委員の指名

瀬口会長が議長として丹羽委員及び大野委員を議事録署名委員に指名した。

7 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から、岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨提案したところ、全会一致で承認された。

8 諮問第2号「ふるさと景観資産の選定について」(説明)

議長が諮問第2号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局から説明した。

- (1) 選定基準について
- (2) (仮称) 瀧山寺の大くろがねもちについて

9 諮問第2号「ふるさと景観資産の選定について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

河江委員：

樹齢の推定は可能か。

事務局：

年数に幅があるが、推定150年から200年の間とお聞きしている。

新海委員：

選定基準に「樹容が美観上特に優れていると認められるもので、かつ…」とあるが、個人的にはそのように思わないのだが。これだけ樹高が高いという点は非常に珍しいが、樹形としては美観上特に優れているとは感じられない。

事務局：

高さが15メートルあるなどの樹高の点から美観上優れていると判断し、挙げさせていただいたものである。

議長が諮問第2号に関する質疑の終結を宣言した後、諮問第2号について全会一致で原案のとおり同意し、その旨を答申することに決定した。

10 諮問第 3 号「ふるさと景観資産の選定について」(説明)

議長が諮問第 3 号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局から説明した。

- (1) (仮称) 下山小学校の山桜について

11 諮問第 3 号「ふるさと景観資産の選定について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

中根委員：

自生していた天然木なのか。寿命はどのくらいなのか。せっかく選定されてからすぐに枯れてしまっは寂しいと思うが。

事務局：

天然で自生していたものを、移植したという事を聞いている。更にその後に学校が移転してきた、ということである。寿命については、場所によっても育成状況が違うので、回答が難しい部分がある。本件の山桜については樹齢 300 年と言われている。

瀬口会長：

専門では無いが、ソメイヨシノは江戸時代に人工交配で作られた品種で、寿命が 100 年ぐらいで最も短命。山桜は長寿命で、300 年、500 年というものもある。そういう長寿命のものが残っている、ということだと思う。

議長が諮問第 3 号に関する質疑の終結を宣言した後、諮問第 3 号について全会一致で原案のとおり同意し、その旨を答申することに決定した。

12 諮問第 4 号「景観重要建造物の現状変更の許可について」(説明)

議長が諮問第 4 号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局から説明した。(旧石原家住宅)

- (1) 内容及び関連事項について
- (2) 配置図及び現況写真について
- (3) 行為の箇所と内容について
- (4) 道路・その他公共の場所からは見えない箇所の現状変更について
- (5) 参考：景観重要建造物指定後の現状変更履歴について

13 諮問第 4 号「景観重要建造物の現状変更の許可について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

岩月委員：

電気メーターの移設について。塀の屋根下部分に配管を流す計画のようだが、地中に埋める方法もあるかと思う。今回の手法を採用した意図は。

事務局：

一つはコスト的な部分もあると思うが、腕木の上を通しても、敷地の中からはほとんど見えにくい位置になるため、この手法を採用されたのではと思う。

岩月委員：

傷んだり、傷みやすくなったりしなければ良いかとは思いますが、極力配線が木に触れないように、土の中からいったほうが見た目にもきれいかと思うが。

瀬口会長：

庭石や木立や、木の根があったりするのでは。上を通す方が一般的には楽で、土の中を行こうとするとそういった障害物がある可能性がある。そういう状況ではないか。

事務局：

塀のすぐそばに木があるので、そういったことも考えられる。

岩月委員：

土を掘った時に庭が崩れてしまうとか、明確な障害があるならば理解しやすいのだが。

瀬口会長：

高山の古い伝建地区でも、電線は軒下を通してあったと思う。地中を這わせることが不可能な訳ではないが、今回の方法の方が簡便で安い、ということではないか。景観上は仰る方法の方が良いとは思いますが。

佐藤委員：

費用は、持ち主が全額負担なのか。

事務局：

景観重要建造物に対しては、外観の現状変更については市で補助制度を設けており、外観の部分については1/2、上限は300万という決まりがあるが、こちらは市から補助をさせていただくことになる。残りの半分は所有者の方が負担されるということになる。

丹羽委員：

母屋東側の天窓について。これは元々あったものが屋根の改修で無くなったものをもう一度復元するということか。

事務局：

所有者によると、元々灯り取りのための天窓があったのではないかとのこと、一昨年に北側部分を直し、今回南側を直すということである。

岩月委員：

引き込みの柱を塀の先端に設置するとなっているが、この柱がどういう素材でどのぐらいの高さで、電線がどんな風にそこに飛び移って行くのか、というような部分が景観的に重要かと思うが、どのような感じに考えているか。

事務局：

資料 04 ページの右上に引き込み柱の仕様を載せているが、概ね地上からは 5m ほど出る形になる。電線については、資料のすぐ横に配置図のようなものがあるのでこちらを参照いただきたいが、これより南に立っている電柱から線が引っ張られてくると聞いている。

岩月委員：

そうすると塀の高さより高い所で、線が見える形になるということか。

事務局：

線自体は見える形になる。

岩月委員：

塀に沿わせて先端に柱を置いている意図はあるのか。敷地から引き込むのに一番近い距離というと、やはり塀のどこかには柱を置かなければならないので、それを考えると一番先の部分ということになったのか。

事務局：

できるだけ母屋の方から目につきにくい所ということで、塀のかなり先の方ということである。塀の先から更に南に行った所は、30cm 程度段が低くなっているのだが、こちらの低い部分に設置すると聞いている。敷地の庭のレベルからは 30cm 程度下がったところに 5m ぐらいの柱が立つ、と聞いている。

瀬口会長：

確認だが、いつ建築されたものだったか。

事務局：

母屋については安政6年、西暦1859年である。

瀬口会長：

2ページの平面図における資料上の文字の配置について、玄関土間と勝手土間は反対ではないか。玄関としては北側から入る形だったと思うので、修正をお願いする。

議長が諮問第4号に関する質疑の終結を宣言した後、諮問第4号について全会一致で原案のとおり同意し、その旨を答申することに決定した。

14 諮問第5号「景観重要建造物の現状変更の許可について」（説明）

議長が諮問第5号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局から説明した。（カクキュー八丁味噌）

- (1) 内容及び関連事項について
- (2) 配置図及び現況写真について
- (3) 行為の箇所と内容について

15 諮問第5号「景観重要建造物の現状変更の許可について」（質疑）

次の趣旨の質疑がなされた。

天野委員：

質問だが、壁板の横押さえとおっしゃったが、これは「横押さえ」という名称なのか。おそらくこれは、火事の際に鳶口を引っかけて壁をはがして延焼を防ぐ、というものと思っていたのだが、私も名称を調べたことがあったが分からなかったもので、知りたいと思っていた。

事務局：

我々が棒の名称を調べていた時、施工する業者に問い合わせた所、「横押さえの棒」との回答があったので、資料にはその通り書かせていただいたものである。

天野委員：

機能的に、押さえているということでもないような気がするのですが、少し違和感があるのだが。

事務局：

板が外れないように、この横押さえの所にL型の釘がついているのだが、これを柱に打っておくことで板が外れないように押さえているという役目もあるので、そういう意味では「押

さえ」という表現でもおかしくはないのではと思う。

瀬口会長：

釘を外せば壁板が取れるという仕組みなのか。

天野委員：

この棒は、主目的が火事の際壁を剥がすために設置されたものであって、棒に鳶口を引っかけて壁ごと剥がすために強い固定をする必要があるから、釘で押さえているという認識だった。押さえというのも、釘が板を押さえているのかもしれないが、棒で押さえていると言うには違和感があると思った。

杉野委員：

木造の修復業者のかたにお聞きしたことがあるが、固有名詞は知らなかった。押しぶち、押さえ、棒押し等と呼ばれているとのこと。

下見板張りでは、堅棧で板を押さえるのだが、板は反る物なので堅棧がはねてしまう。そこで、堅棧を固定するために押しぶちを用いるという。釘自体は中の芯のある軸の柱に固定されていて、そこで引っかけてある。この板の下地は、粗壁のケースもあるが、防火のため漆喰でちゃんとやる事が多い。壁が風食して傷んでくれば、差し替えることができる。或いは今ご指摘のように、防火のためにはそれを撤去ということも可能かと思う。釘自体は下地の柱に固定してあり、釘を外せば、板が取れるような形だろうと思われる。

岩月委員：

堅樋が上部は銅製で下部は塩化ビニール製に分かれているが、今度修繕する時も、同じ素材で同じ箇所で行われるのか。それが意匠的に良いのかどうかということをお聞きしたい。

事務局：

おっしゃるとおり意匠的には全て銅製とした方が好ましいとは思いますが、カクキューさんによると、結構車をぶつけられたり歩行者が踏んだりということで、交換をすることが多いそうである。ビニール製の樋は、長い所は1mぐらい地上から使っている所もあるのだが、一番短い所が70cm程度のもので、極力短い延長の塩化ビニール製にするという配慮がなされている。塗装をするなどして、意匠的に合うような物にさせていただくようお願いをしている。

岩月委員：

本件では樋が道路に出ているが、現代は樋を土に入れて外には露出しない形とすることも可能。おそらく樋は、本建造物が建てられた少し後に設置されたものと推測するが、現状の道路に出ている状態を守る必要があるか。

瀬口会長：

樋を通ると、壁板が腐食してくるので、樋は機能的には欲しいと思う。例えば塩化ビニールの所を木の箱みたいなもので囲うというのは難しいだろうか。よく街並みの保全でやっているような。ここでは元来そうしたことをやっていないので、邪道だと言われるかもしれないが、むき出しでは、何となく景観上よろしくないというようなご意見だったので、木のボックスみたいなもので囲ってしまえば、景観を保護できるのでは。

杉野委員：

確か新城市の例で、重要文化財か何かの蔵のようなもので、屋根が板葺きのもの、瓦でもなく鉄板でもなく、厚板でずっと葺いていたものがあつた。その修繕の際に、国の文化財を扱うような技術者で、若い修理技術者のご判断と、年配の技術者のご判断が分かれたことがあつた。若い方は忠実にそれを板葺きに再現すべきだというご判断をされ、年配の方は「こんなものは10年も経たないうちに壊れてしまうのだから、鉄板でいいんだ」と言って、銅板で葺こうというご判断をされた。現実、愛知県の見解では、若い技術者の意見と同じく、板葺きで原型に直すというようなことだったが、実際にはやはり10年も経たないうちにそれは壊れてしまった。次の修理はいつかと待っていたが、しばらくそのままの状態であつたというような、そんな例もある。これは今回の樋のケースとは若干異なるかもしれないが、判断の基準というのは、少しゆったりと構えた方が良いのではないかと。その方が所有者にとっても、機能的にもメリットがあることがあるのではないか。現状のものを踏襲して、当時あつたか無かつたかという議論からはちょっと離して判断する、それぐらいのゆるやかさがあっても良いのではと思った。

丹羽委員：

樋の問題で、色を合わせていくということだったが、工事してすぐは色の差異に違和感がないのだが、銅製の部分の銅の色と、塩化ビニールの茶色の部分について、銅は時間が経つと当然酸化してきて緑青がふいてくる。現状の写真でも緑や茶色に変わっていることが確認できる。色を合わせていくというだけで景観の保全をするのは難しいと思うので、その他の方法を少し考えてもいいかと思う。

議長が諮問第5号に関する質疑の終結を宣言した後、諮問第5号について全会一致で原案のとおり同意し、その旨を答申することに決定した。

16 諮問第6号「岡崎市屋外広告物適正化基本方針について」(説明)

議長が諮問第6号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局から説明した。

- (1) 目的について
- (2) 策定の背景について
- (3) 期待される効果について
- (4) 基本方針の内容について

17 諮問第6号「岡崎市屋外広告物適正化基本方針について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

大野委員：

12 ページには基本的な考え方と書いてあり、17 ページには基本理念と書いてある。基本理念と基本的な考え方は全然違う意味合いであり、基本理念というのは、こういう姿でこういうことを未来永劫やっていこう、という意味を持つかと思う。

例の話になって申し訳ないが、40 年前会社員であった頃、経営理念というものがあつた。「品質至上で未来の創造」これはずっと永劫つながっている。そしてこれを達成するために、何をやるかということを決めていく。それ故に、基本理念というものは非常に大切であると思っている。

この文言を見ると、もう少しレベルを上げた方がいいのではと思った。「まちとつながり地域に共感される」というのは、たぶん同じことを言っている。「サイン」というのは広告そのもののような感じがする。基本理念という考え方はすばらしく、大賛成だが、この「理念」という考え方で言葉を作って欲しいと思った。どんな言葉がいいか分からないが。将来起こりうる課題を見据え、それらを見計らって施策が培われるような理念を設定してほしい。

新海委員：

本件は基本方針という位置付けで、具体的には条例で規制することになるかと思うが、どのような計画となっているか。

事務局：

今後、条例なども含めて各施策を打っていく予定である。流れのイメージとしては、まず今年度、適正化基本計画を定めて、来年度以降に基礎的な調査を行っていき、再来年以降には施策の展開に繋げていきたいと思っている。

新海委員：

京都では非常に厳しい屋外広告物の施策を実施しているが、7 年間程度の猶予期間があつた。2007 年 9 月に景観政策を施行して、去年 2014 年 9 月に完全施行という形になったが、岡崎市も同程度の猶予期間を置くつもりか。

事務局：

京都市では施策について景観計画の中で書き込みをして、かなり強力に進めている。ほぼ7年経って、成果がかなり出てきているかと思われる。

岡崎市の場合、まず条例があり、景観計画も策定されているが、屋外広告物の記載があまり無い。そこで今回、方針ということで、まずはどういう施策を進めていくかという方向性を策定するものである。その後、計画なるものが本来はあって、そこで年次スケジュール等々を明示し、施策を打って、必要な規制においては条例の規定をしていく、という流れになると思われる。今、新海委員の言われた予定という点については、この次のレベルの計画なりで、それが屋外広告物の計画になるのか景観計画になるのか今の時点では分からないが、そういったところで年度スケジュールを含めて書き込みをしながら施策を展開していく形となる。

現在屋外広告物には新たな技術を使用したものが多く出てきており、そういったものへの対応も現行の条例の中では限界がある。適正化基本方針という位置づけをもって、市民と事業者との協働体制で適正化に向けた様々な施策を打っていく。まずその基本的なところを定めるものであるというご理解でお願いしたい。

柴田委員：

3点ある。まず、策定の背景に「公衆に対する危害の増加」が謳われているが、今後、安全基準というものを岡崎市として加えられるといいと思っている。

昭和55年に建設省委託調査報告として、「屋外広告安全基準（案）」というものが出されているが、これが古いので見直そうということで、屋外広告物安全基準（案）検討委員会というものがいよいよ立ち上がる。参加メンバーについては、行政は国土交通省、大阪府、横浜市、また、学識経験者、そして業界団体となっている。全国的に統一的なガイドラインになると思うので、今後参考にしていただいて、安全基準にされるといいかと思っている。

2点目、安全ともうひとつ、景観の話が出てくると思う。最近、彩度や明度などの数字だけで看板を規制する傾向があるが、デザインによって同じ色を用いても見え方が全く異なると考えている。ただし、デザインというと主観に頼るところがある。「地域の特性に応じた」という点について、地域というのは岡崎市全体を指すのか、岡崎市の中でいろいろなエリア分けを作られるのかは分からないが、その中で岡崎のカラーというものを作っていただいて、この地区では岡崎カラーのAバージョン、この地区では岡崎カラーのBバージョン、というような運用はどうだろうか。もうひとつ、看板の設置される場所と面積によっては、景観アドバイザー制度ではないが、先生方に出していただいて、検討していただくということも今後考えていただきたいと思う。

また、基本方針の3ページ目、四角の中の2番目に「屋外で表示されるものであること」とあるが、タクシーの車内に外に向かってある広告物はともかくとして、すばらしいデザインの建物であっても、その建物の大きなウインドウの中から外に向かって商品をPRする際に、大変みっともなくなっているものが見受けられる。せっかくすばらしいデザインで設計された建物であれば、もう少しPRの仕方があるのではないかということをおっしゃっているので、ガラス内広告についても岡崎市独自の基準みたいなものを検討されるといいと思う。

事務局：

ガラス内広告については、規制を実施している自治体があり、例えば金沢市などが挙げられる。こうした事例を参考にしていきたいと思っている。また、岡崎カラーということでご提案いただいたが、岡崎の全体の方向性と、地域の特性という点では、市内は重点地区や市街地など、様々な特性の地域から構成されているので、そうしたゾーンごとの規制を検討できればと考えている。安全基準について、屋外広告物の安全性の確保は全国的な課題であるため、ぜひこういった視点を盛り込んでいきたい。

瀬口会長：

今日は頭出しということでもいいか。今後盛り込んでいきたいということだと。

今、柴田委員が指摘された、岡崎市全体の地域とは何かという点についてだが、施策の方向性の部分に、「現状は市内一律画一的な規制が実施されている」と書いてあり、それに対して地域ごとに規制をやるということになると、市全体の一律の規制が悪いと書いてあるように受け取られる。だが、今の柴田さんのご意見は、岡崎市全体の方針がまずあって、その中にそれぞれの地域性に応じた広告物の方針があるのではないかと、というご意見だと思ったのだが、それは今の回答ではよく聞き取れなかった。

広告物安全性についても、施策の基本方向の中に書いてないので、これはどこかに入ることなのか。考えていきますというのはいいいのだが、施策の方向性の中に入っていないと、具体的に考えていくのかどうか、引き継がれない。

それから先ほどのご意見の、基本方針なのか基本理念なのかということに関して、やはり全体にどうするのかという点が答弁ではよく分からなかったと思ったが、そのあたりはどうか。

事務局：

まず、安全基準に関しては、基本方針の4が「推進体制の強化」になっているが、課題の抽出の部分に「適正化対策の強化」と設定しており、適正化というのは安全も含めた考え方であることから、この点に安全性の確保が含まれる。

また、「推進対策の強化」では協働を基本方針としている。安全基準については業界と国が協働をしているかと思われるが、岡崎市においても協働の観点を踏まえつつ、施策の基本的方向に記載のあるような、「是正指導マニュアルの整備」「違反広告物追放推進団体制度の拡充」等の施策を個別に出していく形で検討したいと思う。

瀬口会長：

背景では非常に大きな扱いをしているのに、施策になると全然読めないというのはいかがなものかと思う。それから、「現状は市内一律画一的な規制が実施されている」という話については。

事務局：

そちらについては、景観計画のほうもゾーン別をしておらず、今広告物において一足飛びにそこまで行く事はできないので、基本方針のレベルでは基本的方向ということで見直しをかけていく、という記載にとどめ、今後条例の改正も踏まえて検討していく必要があるかと考えている。それから先ほど実態調査ということもあったので、まずはどんな看板が出ているかという傾向等を調査したうえで、それぞれのゾーンの方針をきめ細かく出していきたいと思っている。

瀬口会長：

私がひっかかったのは、「画一的な規制が実施されているほか、新たな広告形態や技術への対応の遅れが」という、画一的な規制が悪いように読めてしまうこと。だから本当にそうだろうかということ柴田委員が問題提起された。スイスのように国土全体が全部きれいにしておいて、そのなかである都市、ベルンならベルンなどが、商業地はこうします、という方針なのか。全体が無く、それぞれベルンの商業地は、住宅地はこうですというものでは、なにか違うような気がしている。そうした指摘かと思ったのだが。

事務局：

建築基準法と同じで、最低レベルの所は画一的に規制を実施し、更に高めたいとか、厳しめにしたい緩めにしたい、という時は独自のルールで。

瀬口会長：

私は、屋外広告物については最高レベルで規制をしておいて、住民の合意があったら緩めるというぐらいにして、今と逆転したほうが、街はきれいになると思う。緩めにしておいて、合意があるところだけ厳しくするのは、街全体が汚れたままだと考えている。だからものすごく厳しくしておいて、合意があったところを緩めるとしたら、合意のうえで活性化して、賑やかにしているのだから、それは商業地などではあたりまえだと思う。住宅地などではやはり問題があるが。こうした考え方はあまり受け入れられないとは思っているのだが。

事務局：

先ほど会長や、新海委員も言われたように、京都でも実績が上がっているのだから、今後そういう方向に向けて各自治体もやっていくかと思われる。屋外広告物については日に日に状況が変わっており、施策のほうも後手後手に回ってしまうが、そういった観点も踏まえていきたいと思う。

柴田委員：

京都の条例はすばらしいと思うが、あの条例は京都だから良いのであって、その点だけは

了解した上で、岡崎らしい条例を作っていただければと思う。

瀬口会長：

13 ページの写真の看板について、原色を使ってあるが、原色を推奨しているように受け取られないか。原色は嫌だなと思う人もいるのでは。

また、15 ページの鮮やかな青いフラッグを掲出しているロンドンの例については、このフラッグについて考える上で、常設のものと一時的なもの、という別があり、ここではその説明がない。お祭りの時とか、あるいは何かイベントの時に、こうしたものが出てくるということであれば、その説明が無いと、年中こういう調子でやればいいのかというように思ってしまう。ロンドンは一時的なものだと思うが。屋外広告物の方針を決めているものであるのもう少し慎重にやってほしい。

エリアマネジメント広告でのイメージはどのようなものか。

杉野委員：

例えば国道何号線、248 号など。そうしたエリアをもひとつあるのかなと感じた。

事務局：

海外では、規制を厳しくして、広告を出してもいいが、その広告収入をレンタサイクルに充てるなどの取組みを実施しており、同様のイメージを抱いている。先ほど会長が言われたように、規制を厳しめにしておいて、もし広告物を出す場合は広告料をいただいて、その収入を街の例えば清掃活動の費用に充てるなど、こうしたエリアでどう運営するか、資金を回していくか、という考えである。

瀬口会長：

エリアマネジメント広告の説明を入れて欲しい。パリ等でやっていると思う。

長谷川委員：

岡崎市はどういう街にしたいんだという哲学が、基本方針にはもっとも出てくると思う。先ほど会長もおっしゃるように、本当に厳しくしておかないと、緩くなっていってしまう点を懸念している。日本では、例えば赤色灯の掲出は法律で罰せられる訳ではないが、本来は緊急車両用に使っていたものを、人寄せで回している。一方スイスでは、赤色灯は一切禁止だったと思われる。このように、日本の甘いところを、岡崎市では歴史もあるので、徹底的に規制をしている、という姿勢を打ち出すと、「ああ岡崎市ってそうなんだな」と思えると思うのだが、曖昧になってしまうと、何のために基本方針を作ったのかという気がする。

繁華街の活性化について、ゾーニングはもちろんしていくことになると思うのだが、その中でも、ラインと品格があるというのがこの街だと思うので、しっかりした形にしていきたいと思う。

広告に対する感じ方は、時代やその人の歳、物の考え方等で変わるものであると思う。若い子達はニューヨークや東京のネオン街、秋葉原などを、すごくおしゃれでかっこ良いと感じ、海外ではそうした景観を素敵であると見せている現状がある。それに乗っかってしまうと、がちゃがちゃした街になってしまうというところだが、若い子からすると「なんだか地味だなあ」となってしまう。おそらく市民にアンケートをとって色々やりましょうというのはすごく難しいのではないかと思うので、ここは少し違うスタイルで考えるのもありではないかという気がしている。

構想はいいのだが、結局最後の最後で決めること、施策の展開のところが甘くなると、全然活かされなくなってしまうと思うので、最初からストーリーを、どのように決めるのかを示してもらえるといいと思う。

また、色については比較的意見も多いが、意外と素材に対しての意見が少ないと思う。同じものでも、素材によって全然受ける印象が違う。

電光掲示が街中に散見されるが、危険性について懸念している。車に乗っている時に思わず読んでしまう。そうしたものはやはり、大通りでは規制して、大通りでない部分に限って許可する、あるいはそもそも掲出しないなど。掲出しないというのは商売上難しいのかもしれないが、そういった部分での、岡崎市としての哲学が出るようなまちづくりをしていかないと、次に活かされていかないのかなという気がするので、示していただきたいと思う。

先ほど会長がおっしゃるように、私も14ページの下の基本方針のところにある写真の、ネオンの赤い看板がすごく気に入っている。確かに赤い看板は賑やかに、エネルギーギッシュになると思うが。地域の特性に合わせてコーポレートカラーなどを換え、地域の活性化に寄与している企業やお店は全国に見られる。こうしたお店などうまく提携した上での新しい形をみせていくほうが、もっと活性化するのでは。あまり過去に引っ張られずに、いい物づくりを考えていただきたいと思う。

岩月委員：

私も瀬口先生が言われていたことがすごく気に入っていたことだったので、なるほどと思った。使われている写真が一時的なのか長期的なのかによって、色の使い方は変わってくると思う。長期的であれば、日常の景観につながっていくので、やはり彩度を落とした、自然な色合いというものにしていくべきだし、一時的であれば、活気を高めるためにも、少しビビッドな、彩度の高い色を使ってもいいということにしたりしていった方が、コントラストがついて、日常が変化して行って、楽しい街並みが出来ていくのではと感じた。例えば、この黄色の看板は、一時的なものとしてあるのはいいと思うが、長期的なものとしてはどうかなと感じる。面積によっても変わってくるので、それほど大きくなければ、例えばビビッドなものでもいいかもしれない。こうした点も汲んだものとするのが施策の大事なところであると思うので、それらの施策に繋がるような基本方針というものを、もう一度横断しながら、この言葉で本当にいいのかということを確認しながら作成していった方が、良くなるのでは思った。

天野委員：

まず理念に関してだが、都市計画マスタープランと景観計画が上位にあるという部分で、両計画いずれも「風格」というキーワードが出ているので、やはりこの広告物の基本方針についても、風格というものが当然意識されるものになるだろうと思われる。「街とつながり地域に共感」というところの、一段上ぐらいに、都市の風格、街の魅力を高めるためにサインや広告が資するなど、そうした位置付けが設定されるといいと思った。

一方で、実際にそれをどう規制誘導していくかという部分で、二点問題があると思っている。ひとつは、一般に屋外広告物の約6割が無許可であるということ。過半数が無許可であるという現状のなかで、コンプライアンスへの意識をどう高めていくかという問題がまずひとつ。もうひとつは、仮にコンプライアンスへの意識が高まっていくとなったとしても、実際にどこまで規制できるのかという点が、とても重要となると思った。

先ほどの柴田委員のご指摘のとおり、デザインという個人の主観によりがちな面への規制も含め、どこまで誘導できるかということが重要となる。

今こういう議論をしている一方で、どんどん粗悪な看板は増えている。少し楔を打つためにも、例えば議論をしているということをメディアに取り上げてもらうなど、何かしらの働きかけをしても良いのではないか。結局屋外広告物を作ってしまうと、作った方としてはお金をかけているわけなので、何が悪いんだとなってしまう。そういう財産権の話になってしまうと、既存不適格などの話になると思うので。そうならないように、一足飛びに条例化するというのは難しいと思うので、こうした「問題ではないか」という議論があるということを知ることが大事なのではないかと思った。

最後に、この広告物の話題は、建物の形状や色なども繋がってくるものと思っている。広告物の議論が、景観的なものにも当然波及してくるといいと思う。先ほどすばらしいデザインで建てられた建物のウィンドウの広告をどうするかという話題もあったと思うが、そのように広告を打つことが、宣伝にはなるかもしれないが景観を損ねてまですることなのかどうか。風格や、その地域の魅力に資するかどうかというところで、みんなで判断をしていこうという機運が高まらないと、結局「何で悪いの？」というところで対立して、堂々めぐりになってしまう気がするので、そうした意識を高めていくということを同時にやっていきたいと思った。

大野委員：

今後アンケートをとる事があるかと思われるが、岡崎市をどういう街にしたいという理念をしっかりと決めた上でとるべきかと思う。アンケートに惑わされて、こんな意見があったからこれに対応しなければ、などとしていると、理念が揺らぎかねない。アンケートの結果についてはあくまでも参考程度にとどめるぐらいで良いと思う。中にはとんでもない回答もあつたりするので、惑わされないように。

岩月委員：

今回の話題と少し違って申し訳ないのだが、こういう風格だとか、サインのことについて考える機会があると、街の景観というものを意識せざるをえない。最近気になっていたのは、道路に走る青い線やオレンジ色の線。せっかく屋外広告をきれいにしたとしても、床面にそうした色が入ってきてしまうと、台無しになってしまうと思う。その点について何とかする方法は無いのだろうか。

事務局：

道路面の着色は愛知県警で統一的にやっていると聞いている。一方で藤川では、通常通学路のようなところは緑に塗ってあったりと思うが、藤川が宿場町であるという背景から、町内の総代さん始め地元より緑では困るという意見が出たことで、ベージュのような色になっている。基本的には画一的とか、道路面はあのぐらいの視認の差、明度性がないとという事かと思う。事故を抑止する目的である色にしているのだ。ただ、その地域が例えば風格を持ったような所であれば、協議はしてもらえるのかなど。しかしそう言ってもらえるような場所に地元がなっていないと、なかなか一律には難しい。やはり安全のほうが大事であったり、地域によっても違うので。方向としてはそういった、街が背景を持っていたり、まちづくりの活動を実践していることが必要かなと考える。

岩月委員：

街の特徴を活かしたサインをつけていく、ということを実施する中で、街が意識を持ち出して、道路等にもそういった地元の意見が反映される力が強くなり、全体として街がよくなるような、そうした流れになっていくといいと思う。

事務局：

そのように好循環になるといいと思う。先ほど天野委員が言われたように、変な看板があったら横にまた変な看板が出るというのは、そういう所だからこそみんな出してもいいのではないかということで、各々が主張したがる為。

本日多くのご意見いただいている。今年度中に策定の予定だが、まだ年度内に景観審議会の予定があるので、継続審議ということで扱っていただきたい。

瀬口会長：

基本理念について整理することと、広告業界の動き等もあるため、基本方針を早く決めて早く行動に移すべきかとは思いますが、もう少し審議の必要があると思われるので、次回にて継続審議とさせていただきます。

議長が諮問第6号に関する質疑の終結を宣言した後、諮問第6号については継続審議が決

定した。

18 報告第5号「第2回おかざき景観賞について」(説明)

議長が報告第5号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局から説明した。

- (1) 選定手順について
- (2) 評価の視点について

19 報告第5号「第2回おかざき景観賞について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

丹羽委員：

現地調査から3件外している理由は。

事務局：

時間的なものが一番大きい。二次審査の時には丸1日使って、午前中に現地の確認を行い、午後から審議に入れればと思っているが、おそらく前回は踏まえると時間的には5件ぐらいが限度ではないかと。残りの3件については、事前に事務局でビデオ撮影等をし、そちらを見ていただいて審査に当たっていただければと思っている。

佐藤委員：

今日までが募集期間だと思うが、どのぐらい応募があったか部門ごとに教えて欲しい。

事務局：

まだ対象外規定云々は考慮していない状態であるが、現時点では建造物が15件程度、広告が10件程度、活動が5件程度。合計で30件弱ほどである。第1回は市単独の事業で行ったが、20件の応募だった。

長谷川委員：

審査の視点について少し気になる点がある。3番目の景観まちづくり活動のところの3番に、「多くの人の参加によって行われていること」というのが審査基準に入ってきているのだが、まず多くの人というのは何人ぐらいを考えているか。例えば数名でやっているが、非常にその団結力が良くて、街が素敵になって、多くの観光客が来てくれるようになったというような場合に、人数が多くないために審査から外れてしまう事が懸念される。この審査に人数というものが必要なのかが疑問である。無くても審査基準として通るのではないかと思うので、意図を教えて欲しい。

事務局：

意図としては、応募のあった物からの相対的な部分にはなってしまうかと思うが、やはりできるだけ多くの人に関わっていたほうが、大きな活動ができるのではないかとということで、こういった基準を入れさせていただいた。また、各項目ごとに点数をつけてその合計点、というようにやるわけではないので、こういった視点もひとつあってもいいのではということで入れさせていただいたものである。

岩月委員：

建造物、広告物、景観まちづくり活動と、各部門に2件を選び、合計6件を選ぶということだが、景観まちづくり活動が応募件数が少ない中で2件というのと、割合が高くなってしまいが、そのあたりを調整する必要はないのか。

事務局：

前回の応募は、計20件のうち半分ぐらいが活動の応募だった。今回少し活動部門の応募が少ない部分はあるが、各2件ずつというのはバランスとしては悪いものではないと考える。建物、広告といったハード面での表彰と、ソフト面での活動的な表彰というのは、今後の啓発的な意味でも大事にしていきたいと思っているので、割合的に4件中2件となると表彰される確率は上がってしまうが、できるだけこういったものを啓発して、広く知っていただきたいという意味でも、均等にと考えている。

岩月委員：

どうしても建造物等の方で3件優秀なものがありそうだとなったときに、割合的に活動の分の表彰枠を少し建造物等へ移動するだとか、そういった柔軟性はあっていいのか、それとも表彰枠の配分は決定事項なのかということもお聞きしたい。

瀬口会長：

件数については想定と書いてあるので、幅はあるものとする。いい物が無いのに無理に選ぶ必要は無いと思うし、ゼロかもしれないし。多くする方には制限があるかもしれないが、少なくする分には問題はないのでは。

事務局：

視点等色々書いてあるが、これに縛られずに、各委員がこういった視点を参考に、いいと思うものをご自身の感覚で投票していただいて、決めていく。その中で、今岩月委員が言われたように、建築物にいい物がたくさんあれば、そちらに配分していくというようなことも、審議会で、皆さんで決めていくということで良いと考えている。

長谷川委員：

連続での応募の可否は、賞を取った、取らなかったに関わらず、活動の場合は特に、前回より更にスキルアップしての応募等が考えられるが。

瀬口会長：

審査の中で常識的に決める形になるかと思う。

事務局：

対象外規定では、過去に賞を取ったものについては除いている。

瀬口会長：

できるだけ多くのいい物があればいいという考えと、啓発という意味があるので、なるべく重複しないようにできたらという気持ちは皆さんお持ちかと思う。

20 その他

事務局：

日程について。次回の1/29（金）の午後が一次審査で、その次の2/26（金）の第5回が二次審査となる。2/26は午前中に現場を視察し、午後から審査となる。ただ、1月も2月も、この景観賞の他に、歴史的風致維持向上計画や先ほどの屋外広告物適正化基本方針、他にも諮問事項が多くあるため時間を要すると考えられ、ご協力をお願いしたい。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、平成27年度第3回岡崎市景観審議会を閉会した。

平成 年 月 日

岡崎市景観審議会会長

議事録署名者

議事録署名者
